

令和7年第1回城里町議会定例会議事日程

令和7年3月4日（火）午前10時 開議

- | 日程第 | 番 | 議案第 | 番 | 内容 |
|-----|---------|-----|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | | | | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | | | | 会期の決定 会期 日間限り |
| 3 | 承認第 1号 | | | 令和7年専決処分第1号（令和6年度城里町一般会計補正予算第7号）の承認を求めることについて |
| 4 | 議案第 3号 | | | 城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について |
| 5 | 議案第 4号 | | | 城里町職員定数条例の一部を改正する条例について |
| 6 | 議案第 5号 | | | 城里町一般職の任期付町費教職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 7 | 議案第 6号 | | | 城里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 8 | 議案第 7号 | | | 城里町ふるさと応援寄附金条例の一部を改正する条例について |
| 9 | 議案第 8号 | | | 城里町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 10 | 議案第 9号 | | | 城里町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 11 | 議案第 10号 | | | 城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例について |
| 12 | 議案第 11号 | | | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 13 | 議案第 12号 | | | 城里町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例について |
| 14 | 議案第 13号 | | | 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更について |
| 15 | 議案第 14号 | | | 町道路線の変更について |
| 16 | 議案第 15号 | | | 令和6年度城里町一般会計補正予算（第8号）について |
| 17 | 議案第 16号 | | | 令和6年度城里町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について |
| 18 | 議案第 17号 | | | 令和6年度城里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について |
| 19 | 議案第 18号 | | | 令和6年度城里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について |
| 20 | 議案第 19号 | | | 令和6年度城里町水道事業会計補正予算（第3号）について |
| 21 | 議案第 20号 | | | 令和6年度城里町下水道事業会計補正予算（第2号）について |
| 22 | 議案第 21号 | | | 令和7年度城里町一般会計予算について |
| 23 | 議案第 22号 | | | 令和7年度城里町国民健康保険特別会計予算について |
| 24 | 議案第 23号 | | | 令和7年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について |

- 日程第25 議案第24号 令和7年度城里町介護保険特別会計予算について
- 日程第26 議案第25号 令和7年度城里町水道事業会計予算について
- 日程第27 議案第26号 令和7年度城里町下水道事業会計予算について
- 日程第28 議案第27号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第29 議案第28号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第30 発議第1号 城里町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 発議第2号 城里町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 選挙第1号 城里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第33 選挙第2号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第34 請願第1号 脳脊髄液減少（漏出）症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求める請願書
- 日程第35 城里町議会改革特別委員会調査報告書
- 日程第36 報告第1号 城里町国民健康保険診療所条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第37 報告第2号 城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第38 報告第3号 城里町通学費助成金交付要綱の一部を改正する告示
- 日程第39 報告第4号 城里町ふれあいの船事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示
- 日程第40 報告第5号 城里町定期予防接種実施要綱の一部を改正する告示
- 日程第41 報告第6号 城里町火葬費等補助金交付要綱の一部を改正する告示
- 日程第42 報告第7号 城里町道路里親制度実施要綱の一部を改正する告示
- 日程第43 報告第8号 城里町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱の一部を改正する告示
- 日程第44 報告第9号 城里町ご当地ナンバー普及促進事業実施要綱の制定
- 日程第45 報告第10号 城里町特別支援学校就学児童生徒給食費支援金交付要綱の制定
- 日程第46 報告第11号 城里町学校給食における食物アレルギー対応支援金交付要綱の制定
- 日程第47 報告第12号 城里町ふれあいの船体験学習事業実施要綱の制定
- 日程第48 報告第13号 令和7年度城里町牛飼養農家経営安定対策事業支援金交付要綱の制定
- 日程第49 報告第14号 令和6年専決処分第5号（損害賠償額の決定及び和解について）について
- 日程第50 報告第15号 令和7年専決処分第2号（損害賠償額の決定及び和解について）について
- 日程第51 報告第16号 城里町財務書類4表（令和5年度決算）
- 日程第52 報告第17号 令和6年度城里町教育委員会外部評価委員会点検評価報告書（令和5年度分対象）
- 日程第53 報告第18号 令和7年度道の駅かつら移転整備事業について

諸 般 の 報 告

12月

日	曜日	行事名	場所	出席者
1日	日	第20回城里町マラソン大会	常北中学校・周辺道路	議長・桜井委員長
3日	火	第4回定例会 初日	議場	全議員
4日	水	第4回定例会 一般質問	議場	全議員
6日	金	さくら市議会総務常任委員会来庁	アツマーレ	議長
10日	火	第4回定例会 最終日	議場	全議員
		しろさと七夕まつり反省会・忘年会	割烹旅館あやめ	議長
17日	火	第2回城里町農業振興地域整備促進協議会	役場3階会議室	正副議長・桜井委員長
20日	金	例月出納検査	役場2階庁議室	阿久津議員
		第5回城里町水道事業運営審議会	役場3階会議室	桜井委員長 綿引副委員長
		年末特別警戒防犯パトロール出発式	役場本庁舎前	議長
24日	火	区長会との意見交換会	役場3階会議室	正副議長・委員長等
25日	水	第1回城里町地域クラブ活動推進協議会	コミセン サークル室	議長・桜井委員長

令和7年1月

日	曜日	行事名	場所	出席者
6日	月	辞令交付式	役場3階会議室	議長
8日	水	第75回千鳥会	水戸プラザホテル	議長
9日	木	茨城原子力協議会 新春のつどい	水戸プラザホテル	議長
10日	金	ホタルイメージキャラクター・愛称選定審査会	コミセン大会議室	議長
12日	日	はたちの集い	コミセンホール	全議員
13日	月	城里町消防団出初式	コミセンホール	全議員
17日	金	城里町新春賀詞交歓会	コミセン研修室	全議員
		第1回臨時会	議場	全議員
		第4回議会改革特別委員会	委員会室	議長・特別委員
20日	月	広報委員会	委員会室	議長・広報委員
21日	火	例月出納検査	役場2階庁議室	阿久津議員
24日	金	町村会・議長会合同定例会	水戸京成ホテル	議長

令和7年1月

日	曜日	行事名	場所	出席者
27日	月	城里町健康づくり計画策定委員会	常北保健福祉センター健診室	議長・猿田委員長
		農業委員会新年会	おくのや鮮魚店	議長
28日	火	城里町子ども・子育て会議	役場3階会議室	議長
		さくら市長・議会視察来庁	アツマーレ	正副議長
30日	木	第3回城里町地域公共交通活性化協議会	役場3階会議室	猿田委員長
		城北中央議会議長会正副議長事務局長研修	兵庫県神戸市	正副議長
31日	金			

2月

日	曜日	行事名	場所	出席者
1日	土	城里町誕生20周年記念式典	コミセンホール	全議員
2日	日	水戸ホーリーホック「ホームタウンPR大使ドラフト会議」	コミセンホール	全議員
3日	月	令和7年第1回笠間地方広域事務組合議会臨時会	笠間市役所3階議場	高橋議員・鯉淵議員
		令和7年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会 全員協議会	水戸市役所	猿田議員
4日	火	第3回城里町国民健康保険運営協議会	役場3階会議室	議長・片岡委員長 猿田委員長・桜井委員長
17日	月	令和7年第1回笠間地方広域事務組合議会定例会	笠間市役所3階議場	高橋議員・鯉淵議員
20日	木	例月出納検査	役場2階庁議室	阿久津議員
		町村議会議員自治研究会	水戸京成ホテル	全議員
21日	金	かつら地区かわまちづくり協議会	常北保健福祉センター健診室	議長
		令和7年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会	水戸市役所	猿田議員
26日	水	議会運営委員会	委員会室	議長・議運委員
27日	木	第6回城里町水道事業運営審議会	役場3階会議室	桜井委員長 綿引副委員長
		第11回県央地域議長懇話会	水戸市役所	議長
28日	金	全員協議会	議場	全議員

令和7年第1回議会定例会会期日程（案）

令和7年3月4日（火）午前10時開会

日次	月 日	曜日	種 別	議 事 内 容
1	3月 4日	火	本会議	開会 施政方針 提案理由説明 委員会付託 請願 散会
2	3月 5日	水	休 会	議案調査
3	3月 6日	木	休 会	予算審議
4	3月 7日	金	休 会	予算審議
5	3月 8日	土	休 会	議案調査
6	3月 9日	日	休 会	議案調査
7	3月10日	月	休 会	議案調査
8	3月11日	火	休 会	議案調査
9	3月12日	水	本会議	一般質問
10	3月13日	木	本会議	一般質問
11	3月14日	金	本会議	開議 議案審議 （委員長報告、質疑、討論、採決） 請願 報告 閉会

1 説明のため出席を要求する者

職 名	氏 名
町長	上遠野 修
副町長	藤 田 悟 史
教育長	添 田 智
代表監査委員	五十嵐 由美子
まちづくり戦略課長	増 井 栄 一
まちづくり戦略課内 道の駅整備室長	木 村 公 一
総務課長	園 部 繁
町民課長	羽 部 理 恵
財務課長	雨 宮 忠 芳
税務課長	佐 藤 幸
国保年金課長	富 江 一 也
長寿応援課長	稲 川 弘 美
健康福祉課長	飯 村 正 則
農業政策課長	興 野 隆 喜
都市建設課長	大 津 好 男
下水道課長	加 藤 孝 行
会計課長（会計管理者）	所 克 実
水道課長	江 幡 守 仁
農業委員会事務局長	山 崎 栄 一
教育委員会事務局長	廣 木 仁

令和7年第1回議会定例会一般質問（通告受付順）

城 里 町 議 会

受付番号	議席番号	氏 名	質 問 の 要 旨	答弁を求めるもの
1	3	綿引 静男 (一問一答方式)	1. 情報セキュリティ対策について	町 長
			(1) 情報資産の機密性を維持するための基本方針について	担当課局長
			(2) 情報セキュリティの組織体制について	
			(3) ネットワーク構成について	
			(4) バックアップ体制について	
			(5) ウイルス対策について	
			2. 有害鳥獣対策について	町 長
			(1) 有害鳥獣による被害状況と捕獲状況について	担当課局長
			(2) 被害防止の対策について	
			(3) 被害対策の補助金について	
			3. 道の駅かつら移転後について	町 長
			(1) 道の駅かつら移転後の周辺整備について	

令和7年第1回議会定例会一般質問（通告受付順）

城 里 町 議 会

受付番号	議席番号	氏 名	質 問 の 要 旨	答弁を求めるもの
3	8	藤咲 芙美子 (一問一答方式)	1. 補聴器購入補助の拡充を	町 長
			(1) 補聴器購入補助金額の拡充を	担当課局長
			(2) 健康診断に聴力検査の導入を	
			2. 帯状疱疹のワクチン助成を	町 長
			(1) 高齢者へのワクチンの定期接種を求める	担当課局長
			(2) 定期接種への補助を	
			3. 開発公社の運営について	町 長
			(1) 開発公社議事録について	担当課局長

令和7年第1回議会定例会一般質問（通告受付順）

城 里 町 議 会

受付番号	議席番号	氏 名	質 問 の 要 旨	答弁を求めるもの
4	4	飯村 栄 (一問一答方式)	1. 災害対策について	町 長
			(1) 上泉 江川の洪水、越水対策について	
			(2) 那珂西 西田川の洪水、越水対策について	
			(3) (寶幢院下) 梅の杜那珂西自治会の避難誘導路 について	
			(4) 避難所の安全確保について	
			2. 少子化、人口減少対策について	町 長
			(1) 中学校の制服（標準服）、学用品の無償化につ いて	
			(2) 子育て世代への新築住宅、住宅補助について	

令和7年第1回議会定例会一般質問（通告受付順）

城 里 町 議 会

受付番号	議席番号	氏 名	質 問 の 要 旨	答弁を求めるもの
5	6	加藤木 直 (一問一答方式)	1. 闇バイト対策について	町 長
			(1) 町としての認識と被害状況について	教育長
			(2) 実行犯を生まないための取り組みについて	
			(3) 青少年に向けた闇バイト防止対策について	
			2. 町管理のインフラについて	町 長
			(1) インフラのチェック、メンテナンスに関する要綱、要領等文書化されているか	担当課局長
			(2) 各課インフラの数の掌握はどのようにされているか	
			(3) インフラ整備の実施状況は	
			3. アツマーレについて	町 長
			(1) 経済効果について	担当課局長
			4. 開発公社の運営について	町 長
			(1) 2024年の決算見込みについて	担当課局長
			(2) コロナ助成金申請の確認結果について	
			(3) 広報しろさと掲載の特別優待券について	

令和7年第1回議会定例会一般質問（通告受付順）

城 里 町 議 会

受付番号	議席番号	氏 名	質 問 の 要 旨	答弁を求めるもの
6	7	猿田 正純 (一問一答方式)	1. 都市計画道路について	町 長
			(1) 旧常北地区の国道123号のバイパス計画はどのような考えか	
			(2) やる気持ちがあるならば、いつ頃までに、また、分からなければ今後の計画の素案があるか	
			2. 七会町民センターの芝の管理について	担当課局長
			(1) 現在はどこに発注しているか	
			(2) 発注金額はいくらか	
			(3) 実質的に管理作業をしているのは誰なのか	
			(4) 委託先の開発公社はどのような仕事をしているのか	
			(5) その毎日の作業内容を詳しく教えてほしい	
			(6) 誰が草を刈り、どのように集めて、どこに誰がどのように捨てに行くのか	
			(7) 薬剤、肥料等を使うが、仕様書どおりに使っているか	
			(8) 使ったという確認は誰がしているのか	
			(9) 確認できる証明書類は残っているか	
			(10) 芝管理で、町は開発公社にいくらで発注しているのか	
			(11) 芝管理で、開発公社からその業者にいくらで発注しているのか	
			(12) この入札を出すかは誰が決めるのか	
			3. 20周年記念式典について	町 長
			(1) 予算について	担当課局長
			(2) 決算について	

令和7年度 施政方針

本日ここに、令和7年第1回城里町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御出席を頂き有難うございます。

今定例会の開会にあたり、令和7年度の当初予算をはじめ重要議案の審議をお願いするとともに、私の町政に対する所信の一端を申し述べ、議員各位をはじめ町民の皆様への御理解と御協力を賜りたいと存じます。

去る2月1日（土）には、約600人が参集し、盛大に「城里町誕生20周年記念式典」を開催することができました。御協力いただいた皆様に心より感謝を申し上げます。

この20年を振り返ると、城里町は行政庁舎、衛生施設、学校教育施設、医療及び福祉施設の整備を着実に進めており、町の骨格となる施設の整備を終えつつあります。現在進行中の「道の駅かつら」の建て替えは、城里町の基幹施設整備の仕上げとも言える事業です。合併で誕生した他の市町村の中には、未だに統合庁舎の着工に至っていない市町村もあることを考えれば、非常にスピーディーに町づくりを進めてきた成果と言えるでしょう。

また、合併後の20年間は財政健全化に取り組んだ20年間でもありました。重要な財政健全化指標である「将来負担比率」は、平成20年度の167%から現在では40%へと低下しており、実質的な借金を4分の1以下に減らしてきたこととなります。これを家計に例えると、年収1,000万円に対して1,670万円の借金を抱えていた城里町が、年収は同じ1,000万円でも借金が400万円に減ったということを意味しています。財政健全化に向けた着実な歩みに御理解と御協力をいただきました議会及び町民の皆様から感謝を申し上げる次第です。

さて、令和7年度予算は、一般会計が約132億8千9百万円となり、令和6年度に比較して24億5千3百万円の大幅な増加となりました。予算が大幅に増大した主な理由は、「道の駅かつら移転整備事業」にあります。

関東第一号の道の駅である「道の駅かつら」は、今回の事業により、「関東で一番魅力のある道の駅」に生まれ変わろうとしています。美しい川や山を望む道の駅かつらは、茨城県を代表する観光地となることを目指しています。

昨年の「道の駅かつら移転整備事業」の内容としては、春に事業用地を買収し、夏までに買収した土地にある既存建物を撤去し、秋にはついに造成工事を着工させました。

令和7年度には、いよいよ建築本体工事が始まります。この建築本体工事等の費用として総額で約19億円を計上しており、予算が膨らんだ要因のひとつが「道の駅かつら移転整備事業」となっています。この「道の駅かつ

ら移転整備事業」にあたっては、国の補助金・交付金や有利な起債を活用しているため、実質的な町の負担額は約3.3億円、全体の約18%程度になる見込みです。このように充実した補助を受ける計画を立てることができたのは、石破総理が示した「地方創生重視」に基づき昨年12月に成立した国の補正予算において地方創生関係予算が倍増したことによるものです。道の駅などの地方創生関係施設への国の補助上限額が2倍に引き上げられたことは、まさに、城里町にとって「天の恵み」とも言えるタイミングでの予算増額となりました。来年度以降に同様の補助制度が存在しているかは政治的な状況から不透明であり、城里町として今回のチャンスを活かさない選択はございません。

また、建築資材や労務費の高騰が進んでおり、工事を遅らせれば遅らせるほどに工事費が上がることとなります。事業費が大きいだけに、建築費が10～20%も上昇すれば数億円の負担増加につながります。城里町の財政負担を軽減するためにも何とでもすみやかに「道の駅かつら移転整備事業」を完成させなければなりません。良識ある議会議員の皆様のご協力をお願い申し上げます。

城里町は、最初の10年で町の骨格を作り上げ、その次の10年で子育て支援のトップランナーとなりました。そして、この次の10年は観光施設の魅力度を高め、「住んで良し、遊びに行くと良し」と評価される城里町を目指して参ります。

以上、令和7年度における一般会計予算の主な政策の概要について御説明を申し上げます。

次に特別会計についてであります。最初に国民健康保険特別会計（事業勘定）について申し上げます。

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える中核的な役割を担っておりますが、医療保険制度を取り巻く情勢は、急速な高齢化や疾病の多様化、医療の高度化等に伴い、医療費の増嵩、加えて高齢者や低所得者の加入割合が高いという構造的な要因があるものの、健全な運営を続けております。引き続き医療費の適正化や国保税の収納率の向上を図り、国民健康保険の安定的運営の確保と保険財政の健全化に努めて参ります。

国民健康保険特別会計（施設勘定）について申し上げます。

施設勘定につきましては、七会診療所で医科・歯科を、沢山診療所で歯科を運営し、へき地及び医療が不足している地域の医療機関として保健医療を担っております。福祉機関と緊密な協力・調整を行い、医療・保険・介護予

防等地域医療との連携を推進し、経営の健全化を図りながら、地域に密着した医療機関として町民に信頼される診療所を目指して参ります。

後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、年々医療費の増嵩^{ぞうすう}が見込まれ厳しい財政状況ではありますが、安定した事業運営を行っております。

今後も、現制度の中で医療給付費の適正化を図り、財政健全化に努めて参ります。

特別会計の内容としましては、医療給付費の支払及び保険料の賦課は茨城県後期高齢者医療広域連合が行い、町は徴収事務と町民に対する窓口業務を行っております。

介護保険特別会計（保険事業勘定）について申し上げます。

高齢化の進行に伴い介護を必要とする方の増加が見込まれておりますが、介護保険事業につきましては、公平な要介護認定を行い、適正な保険給付に努めるとともに、第9期介護保険事業計画に基づき、介護予防に重点を置いた施策事業を高齢者福祉施策と一体的に進めて参ります。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）について申し上げます。

住み慣れた地域で、いつまでも元気で暮らせるように、地域包括支援センターを中心に一人ひとりの状態に即した介護予防ケアプランを作成し、介護予防支援事業に取り組んで参ります。

水道事業会計について申し上げます。

令和6年度は、公募住民を含めた水道事業運営審議会を立ち上げ、水道事業が直面する課題に向き合うべく経営戦略の改定を目的に丁寧且つ活発な議論を重ねてきました。

令和7年度は、議論を通じた多様な意見を踏まえながら、持続可能な水道事業の実現に向け経営戦略の施策を進めていく段階となります。

水道事業の持続可能性を確保するためには、経営基盤の強化が不可欠です。

人口減少により収益が減少している中、費用の縮減や老朽化した施設の効率的な集約や更新、体制強化を図るため、茨城県が推進する水道広域化に参画し、効率的な資源配分やコスト削減に取り組みます。

激甚化する災害被害や老朽化したインフラによる事故の発生により対策への関心も高まっています。こうした状況を踏まえ、国土交通省の要請に基づき上下水道耐震化計画を策定いたしました。これは、上下水道システムの急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等について、上下水道一体で耐震化を推進するもので、今後、水道施設の耐震化や更新を進めるに

あたっては、計画的かつ効率的に行うため、アセットマネジメント計画の策定に取り組み、資産の状態把握と資産価値の向上に努めます。

以上が令和7年度施政方針における水道に関する主要な取り組みです。

取り組みに際しては、地域住民とのコミュニケーションを強化し、引き続き、地域住民の皆様への安心・安全な水の供給に努めてまいります。

下水道事業会計について申し上げます。

流域公共下水道事業につきましては、上入野地区農業集落排水と流域関連公共下水道の統廃合を行って参ります。さらに中期的な整備目標として、常北青山、北方高久地区農業集落排水を公共下水道と統合するための計画変更を進めてまいります。

また、下水道事業の運営につきましては、経営状況を的確に把握し、経営基盤の強化に取り組んで参ります。さらに、普及率の向上に努め、快適で衛生的な生活環境の実現及び公共用水域の水質保全に努めて参ります。

以上が令和7年度施政方針における下水道に関する主要な取り組みです。

なお、水道課と下水道課は、令和7年度から統合し上下水道課として一体的な組織となります。

水道と下水道は、地域住民の生活に欠かせない重要なインフラです。

その運営や管理を一体とすることで、業務の効率化を図り、より効果的なサービス提供を実現してまいります。

以上、一般会計及び特別会計並びに企業会計の概要について御説明申し上げます。

結びとなりますが、今後とも町民との対話、町民との協働を図りながら、まちの将来像である「人と自然が響きあい ともに輝く住みよいまち」づくりの実現に向け、全力で取り組んで参ります。

議員各位並びに町民の皆様におかれましては、より一層の御支援・御協力をお願い申し上げます。

提出議案の概要説明（要旨）

令和7年第1回城里町議会定例会にあたり、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

承認第 1号 令和7年専決処分第1号（令和6年度城里町一般会計補正予算第7号）の承認を求めることについてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,693万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ117億9,266万2千円としたものです。

歳入では、国庫支出金を追加したものです。

歳出では、民生費を追加したものです。

議案第 3号 城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、最近における物価高騰を踏まえ選挙運動に関する公営単価を見直すものです。

議案第 4号 城里町職員定数条例の一部を改正する条例についてであります。令和7年4月1日より上下水道課が設置されることに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、公営企業職員の定数を改正するものです。

議案第 5号 城里町一般職の任期付町費教職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。茨城県職員の給与に関する条例等を引用している規定について、県条例等の一部が改正されたことに伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、地域手当を追加するとともに、給料表を改正するものです。

議案第 6号 城里町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。令和6年人事院勧告を踏まえ、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、民間給与の状況を反映し、月例給及び手当について改正するものです。

議案第 7号 城里町ふるさと応援寄附金条例の一部を改正する条例についてであります。寄附金の使い道を追加するため、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、寄附金の使い道に「黒澤止幾生家保存活用に関する事業」を追加するものです。

議案第 8号 城里町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。厚生労働省令の一部改正により、条ずれが生じたため、引用する条文を改正するものです。

議案第 9号 城里町非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、消防団退職報償金の勤務年数の区分を追加するものです。

議案第10号 城里町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例についてであります。茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正に伴い、町条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、宅地造成及び特定盛土等規制法と重複している技術基準を削除するとともに、許可面積の上限値を改正するものです。

議案第 1 1 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の整理等に関する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、懲役及び禁錮を拘禁刑に改正するものです。

議案第 1 2 号 城里町長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例についてであります。職務執行者の任期が終了しているため町条例を廃止するものです。

議案第 1 3 号 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会を組織する構成団体の数の増加及び茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約の変更についてであります。協議会に日立市及び稲敷地方広域市町村圏事務組合が加入することにより、茨城消防救急無線・指令センター運営協議会規約が変更されることについて、議会の議決を求めるものです。

議案第 1 4 号 町道路線の変更についてであります。道路法第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、大字小坂地内 町道 3 1 4 1 号線を変更したいので、同法第 1 0 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第 1 5 号 令和 6 年度城里町一般会計補正予算第 8 号についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 3 億 6, 7 3 6 万 2 千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 4 億 2, 5 3 0 万円とするものです。

歳入では、地方譲与税、地方交付税及び寄附金を追加し、町税、使用料及

び手数料、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入及び町債を減額するものです。

歳出では、総務費及び消防費を追加し、議会費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、教育費及び公債費を減額するものです。

議案第16号 令和6年度城里町国民健康保険特別会計補正予算第4号についてであります。事業勘定において、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億1,790万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ20億320万1千円とするものです。

歳入では、使用料及び手数料、並びに国庫支出金を追加し、国民健康保険税、県支出金、繰入金及び諸収入を減額するものです。

歳出では、諸支出金を追加し、総務費、保険給付費、保険事業費及び基金積立金を減額するものです。

また、施設勘定において、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ402万1千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,691万円1千円とするものです。

歳入では、診療収入及び繰入金を減額するものです。

歳出では、総務費及び医業費を減額するものです。

議案第17号 令和6年度後期高齢者医療特別会計補正予算第3号についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,286万9千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,509万3千円とするものです。

歳入では、後期高齢者医療保険料及び繰入金を減額するものです。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものです。

議案第18号 令和6年度城里町介護保険特別会計補正予算第3号についてであります。保険事業勘定において、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ9,482万3千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それ

ぞれ25億5,741万9千円とするものです。

歳入では、保険料を追加し、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金を減額するものです。

歳出では、基金積立金及び諸支出金を追加し、総務費、保険給付費及び地域支援事業費を減額するものです。

また、介護サービス事業勘定において、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ180万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ960万2千円とするものです。

歳入では、サービス収入を追加するものです。

歳出では、諸支出金を追加し、サービス事業費を減額するものです。

議案第19号 令和6年度城里町水道事業会計補正予算第3号についてありますが、まず、収益的収入及び支出において、既決予定額から、それぞれ280万円を減額し、収入支出の予定額をそれぞれ6億913万3千円とするものです。

収入では、営業収益及び営業外収益を減額するものです。

支出では、営業費用を減額するものです。

次に、資本的収入及び支出においては、収入の既決予定額に変更はなく、支出の既決予定額から2,530万円を減額し、支出予定額を5億6,183万2千円とするものです。

資本的支出においては、建設改良費を減額するものです。

議案第20号 令和6年度城里町下水道事業会計補正予算第2号についてありますが、まず、収益的収入及び支出においては、既決予定額からそれぞれ1,000万円を減額し、収入支出の予定額をそれぞれ10億2,914万円とするものです。

収入では、営業収益を追加し、営業外収益を減額するものです。

支出では、特別損失を追加し、営業費用及び、営業外費用を減額するものです。

次に、資本的収入及び支出においては、収入の既決予定額から、8,918万2千円を減額し、収入予定額を4億9,882万6千円とし、支出の既決予定額から8,420万6千円を減額し、支出予定額を7億9,451万9千円とするものです。

収入では、負担金及び分担金を追加し、企業債、補助金及び出資金を減額するものです。

支出では、建設改良費を減額するものです。

議案第21号 令和7年度城里町一般会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ132億8,900万円で、前年度当初比22.6%の増であります。

厳しい財政環境の中での予算編成ではありますが、予算の執行にあたりましては、町民の福祉の向上と活力あるまちづくりのため、全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

議案第22号 令和7年度城里町国民健康保険特別会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

まず、事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億7,033万9千円で、前年度当初比2.2%の減であります。

次に、施設勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億3,587万4千円で、前年度当初比4.5%の増であります。

予算の執行にあたりましては、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び保険給付事業の充実に全力を傾注し、また、町民の公衆衛生の向上及び増進に寄与してまいる決意であります。

議案第23号 令和7年度城里町後期高齢者医療特別会計予算について

ですが、概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億482万5千円で、前年度当初比0.6%の減であります。

予算の執行にあたりましては、町民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図ることに全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

議案第24号 令和7年度城里町介護保険特別会計予算についてですが、概要については、冒頭に施政方針でご説明申し上げたとおりであります。

まず、保険事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億9,310万1千円で、前年度当初比1.5%減であります。

次に、介護サービス事業勘定の予算の総額は、歳入歳出それぞれ659万3千円で、前年度当初比16.7%の増であります。

予算の執行にあたりましては、介護を要する状態になっても、住み慣れた地域やご自宅で安心して暮らせるよう、必要な介護サービスを総合的に提供するとともに、自立した生活ができるよう適切な支援の提供に全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

議案第25号 令和7年度城里町水道事業会計予算についてですが、概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

まず、収益的収入及び支出は、6億2,240万4千円で、前年度当初比0.1%の増であります。

次に、資本的収入の予定額は、1億5,559万1千円で支出の予定額は5億156万2千円であります。収益的収支及び資本的収支を合わせた総額は、11億2,396万6千円で前年度当初比3.8%の減であります。

予算の執行にあたりましては、清浄にして安全な水の安定供給を図り、公

衆衛生の向上と生活環境の改善に全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

議案第26号 令和7年度城里町下水道事業会計予算についてであります。概要につきましては、冒頭に施政方針でご説明申し上げましたとおりであります。

まず、収益的収入及び支出は、10億5,260万9千円で、前年度当初比1.3%の増であります。

次に、資本的収入の予定額は、4億4,399万9千円で、支出の予定額は7億3,716万1千円であります。収益的支出及び資本的支出を合わせた総額は、17億8,977万円で前年度当初比6.7%の減であります。

予算の執行にあたりましては、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に全力を傾注し、町民の期待と信頼に応えてまいる決意であります。

議案第27号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。令和7年3月25日をもって任期満了となる長山^{ながやま}透^{とおる}委員を引き続き選任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

議案第28号 城里町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。令和7年3月31日付けで平塚^{ひらつか}真一^{しんいち}委員が辞職することに伴い、城里町大字高根台1番地の28田口^{たぐち}優子^{ゆうこ}さんを委員に選任したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものです。

選挙第 1 号

城里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 182 条第 1 項及び第 2 項の規定により、選挙管理委員会委員及び補充員を選挙する。

令和 7 年 3 月 4 日 提 出

城 里 町 議 会

令和 7 年 月 日 次の者当選

城里町議会議長 三村 孝信

委 員

住 所	氏 名	生 年 月 日

任期限：令和 1 1 年 3 月 2 4 日

補 充 員

住 所	氏 名	生 年 月 日

任期限：令和 1 1 年 3 月 2 4 日

選挙第 2号

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

茨城県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、同広域連合の議会議員1人
を選挙する。

令和7年 3月 4日 提 出

城 里 町 議 会

令和7年 月 日 次の者当選

城里町議会議長 三村 孝信

住 所	氏 名	生年月日
城里町大字		年 月 日

任期限：令和9年3月19日

承認第 1 号

令和 7 年専決処分第 1 号（令和 6 年度城里町一般会計補正予算第 7 号）の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 6 年度城里町一般会計補正予算（第 7 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 7 年 3 月 4 日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和 7 年 月 日

専決第 1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和6年度
城里町一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり専決処分する。

令和7年 1月31日

城里町長 上遠野 修

令和6年度城里町一般会計補正予算（第7号）

令和6年度城里町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,930千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,792,662千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年 1月31日

城里町長 上遠野 修

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		1,149,230	36,930	1,186,160
	2. 国庫補助金	422,214	36,930	459,144
歳入合計		11,755,732	36,930	11,792,662

歳出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		3,202,498	36,930	3,239,428
	1. 社会福祉費	1,945,912	36,930	1,982,842
歳出合計		11,755,732	36,930	11,792,662

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金	1,149,230	36,930	1,186,160
歳入合計	11,755,732	36,930	11,792,662

歳出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 民生費	3,202,498	36,930	3,239,428	36,930			
歳出合計	11,755,732	36,930	11,792,662	36,930			

2. 歳入

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前額 予算	補正額 予算	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費国庫補助金	319,529	36,930	356,459	1. 総務費補助金	36,930	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
計	422,214	36,930	459,144			

3. 歳出

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般 財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 社会福祉 総務費	374,766	36,930	411,696	36,930				11. 役務費	330	通信運搬費 158 手数料 172
								18. 負担金、補助及び交付金	36,600	補助金 住民税非課税世帯給付金
計	1,945,912	36,930	1,982,842	36,930						

令和 6 年 度 城 里 町
一 般 会 計 補 正 予 算 (第 7 号)
予 算 の 概 要

(課局名 健康福祉課)

(単位 千円)

通し 番号	事務事業名	新規 区分	事務事業内容等	事業費	頁	備考
1	物価高騰対応重点支援給付金事業		物価高騰に伴う低所得世帯支援として、令和6年度住民税非課税世帯に対し1世帯当たり3万円の支給を行う。	36,930	6	予算計上世帯数1,220世帯 総務費国庫補助金36,930

議案第 3号

城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例について

城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の
一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年 3月 4日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和7年 月 日

令和7年城里町条例第 号

城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和3年城里町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第6条及び第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第9条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

城里町議会議員選挙及び城里町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条に規定する契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下「自動車借入契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であ</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条に規定する契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約(以下「自動車借入契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>)の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(当該選挙運動用自動車(これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であ</p>

ることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

第5条 (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、7円73銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に規定する枚数(以下「法定枚数」という。))を超える場合には、当該法定枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

第7条 (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円73銭を超える場合には、7円73銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法定枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払うものとする。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第9条 候補者は、541円31銭に当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「ポスター単価限度額」という。)に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が当該選挙のポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを1に切り上げる。以下「ポスター作成限度枚数」という。))を超える場合には、ポスター作成限度枚数)を乗じて得た金

ることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

第5条 (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者は、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に規定する枚数(以下「法定枚数」という。))を超える場合には、当該法定枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

第7条 (略)

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 町は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円51銭を超える場合には、7円51銭)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法定枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払うものとする。

(選挙運動用ポスターの作成の公費負担)

第9条 候補者は、525円6銭に当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「ポスター単価限度額」という。)に選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が当該選挙のポスター掲示場の数に1.1を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを1に切り上げる。以下「ポスター作成限度枚数」という。))を超える場合には、ポスター作成限度枚数)を乗じて得た金

額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。
この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

第10条～第12条（略）

附 則（略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。
この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

第10条～第12条（略）

附 則（略）

議案第 4号

城里町職員定数条例の一部を改正する条例について

城里町職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年 3月 4日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和7年 月 日

令和7年城里町条例第 号

城里町職員定数条例の一部を改正する条例

城里町職員定数条例（平成17年城里町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「水道事業の企業の職員」を「公営企業の職員」に、「兼任職員 1人」を「併任職員 9人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

城里町職員定数条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現 行
<p>第1条 (略) (職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1)～(8) (略) (9) <u>公営企業の職員</u> 9人 <u>併任職員</u> 9人 (以下略)</p> <p>附 則 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条 (略) (職員の定数)</p> <p>第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。 (1)～(8) (略) (9) <u>水道事業の企業の職員</u> 9人 <u>兼任職員</u> 1人 (以下略)</p>

議案第 5 号

城里町一般職の任期付町費教職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例について

城里町一般職の任期付町費教職員の採用等に関する条例の一部を改正す
る条例を別紙のとおり定める

令和7年 3月 4日 提 出

城里町長 上遠野 修

令和7年 月 日

令和7年城里町条例第 号

城里町一般職の任期付町費教職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

城里町一般職の任期付町費教職員の採用等に関する条例（平成30年城里町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「扶養手当」の次に「，地域手当」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

町費教職員給料表

号給	給料月額（円）
1	247,000
2	248,100
3	249,200
4	250,300
5	251,500
6	252,800
7	254,000
8	255,200
9	256,300
10	257,500
11	258,700
12	259,900
13	261,100
14	262,300
15	263,500
16	264,700
17	265,900
18	267,000
19	268,100
20	269,200
21	270,200
22	271,000
23	271,800
24	272,600
25	273,300
26	274,100
27	274,800

28	275,500
29	276,300
30	277,100
31	277,900
32	278,600
33	279,300
34	280,100
35	280,900
36	281,600
37	282,200
38	282,900
39	283,600
40	284,200
41	284,900

別表第2（第6条関係）

町費教職員特別手当月額表

号給	特別手当月額（円）
1号給から4号給	2,600
5号給から8号給	2,700
9号給から12号給	2,800
13号給から16号給	2,900
17号給から20号給	3,100
21号給から24号給	3,200
25号給から28号給	3,300
29号給から32号給	3,400
33号給から36号給	3,500
37号給から40号給	3,600
41号給	3,700

附 則

（施行期日）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

改正後の城里町一般職の任期付町費教職員の採用等に関する条例（以下「条例」という。）の規定を適用する場合には、改定後の条例の規定による給与の内払とみなす。

城里町一般職の任期付町費教職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現 行																																																																
<p>第1条～第5条 (略) (手当の特例)</p> <p>第6条 町費教職員に、城里町職員の給与に関する条例（平成17年城里町条例第43号。以下「給与条例」という。）を適用し、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を支給するほか、町費教職員特別手当及び教員特殊業務手当を支給する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第7条・第8条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1（第4条関係） 町費教職員給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td style="text-align: right;">247,000</td></tr> <tr><td>2</td><td style="text-align: right;">248,100</td></tr> <tr><td>3</td><td style="text-align: right;">249,200</td></tr> <tr><td>4</td><td style="text-align: right;">250,300</td></tr> <tr><td>5</td><td style="text-align: right;">251,500</td></tr> <tr><td>6</td><td style="text-align: right;">252,800</td></tr> <tr><td>7</td><td style="text-align: right;">254,000</td></tr> <tr><td>8</td><td style="text-align: right;">255,200</td></tr> <tr><td>9</td><td style="text-align: right;">256,300</td></tr> <tr><td>10</td><td style="text-align: right;">257,500</td></tr> <tr><td>11</td><td style="text-align: right;">258,700</td></tr> <tr><td>12</td><td style="text-align: right;">259,900</td></tr> <tr><td>13</td><td style="text-align: right;">261,100</td></tr> <tr><td>14</td><td style="text-align: right;">262,300</td></tr> <tr><td>15</td><td style="text-align: right;">263,500</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	247,000	2	248,100	3	249,200	4	250,300	5	251,500	6	252,800	7	254,000	8	255,200	9	256,300	10	257,500	11	258,700	12	259,900	13	261,100	14	262,300	15	263,500	<p>第1条～第5条 (略) (手当の特例)</p> <p>第6条 町費教職員に、城里町職員の給与に関する条例（平成17年城里町条例第43号。以下「給与条例」という。）を適用し、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を支給するほか、町費教職員特別手当及び教員特殊業務手当を支給する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第7条・第8条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>別表第1（第4条関係） 町費教職員給料表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td style="text-align: right;">221,800</td></tr> <tr><td>2</td><td style="text-align: right;">222,900</td></tr> <tr><td>3</td><td style="text-align: right;">224,000</td></tr> <tr><td>4</td><td style="text-align: right;">225,200</td></tr> <tr><td>5</td><td style="text-align: right;">226,700</td></tr> <tr><td>6</td><td style="text-align: right;">228,200</td></tr> <tr><td>7</td><td style="text-align: right;">229,700</td></tr> <tr><td>8</td><td style="text-align: right;">231,200</td></tr> <tr><td>9</td><td style="text-align: right;">232,500</td></tr> <tr><td>10</td><td style="text-align: right;">234,100</td></tr> <tr><td>11</td><td style="text-align: right;">235,800</td></tr> <tr><td>12</td><td style="text-align: right;">237,200</td></tr> <tr><td>13</td><td style="text-align: right;">238,500</td></tr> <tr><td>14</td><td style="text-align: right;">239,900</td></tr> <tr><td>15</td><td style="text-align: right;">241,300</td></tr> </tbody> </table>	号給	給料月額（円）	1	221,800	2	222,900	3	224,000	4	225,200	5	226,700	6	228,200	7	229,700	8	231,200	9	232,500	10	234,100	11	235,800	12	237,200	13	238,500	14	239,900	15	241,300
号給	給料月額（円）																																																																
1	247,000																																																																
2	248,100																																																																
3	249,200																																																																
4	250,300																																																																
5	251,500																																																																
6	252,800																																																																
7	254,000																																																																
8	255,200																																																																
9	256,300																																																																
10	257,500																																																																
11	258,700																																																																
12	259,900																																																																
13	261,100																																																																
14	262,300																																																																
15	263,500																																																																
号給	給料月額（円）																																																																
1	221,800																																																																
2	222,900																																																																
3	224,000																																																																
4	225,200																																																																
5	226,700																																																																
6	228,200																																																																
7	229,700																																																																
8	231,200																																																																
9	232,500																																																																
10	234,100																																																																
11	235,800																																																																
12	237,200																																																																
13	238,500																																																																
14	239,900																																																																
15	241,300																																																																

16	<u>264,700</u>
17	<u>265,900</u>
18	<u>267,000</u>
19	<u>268,100</u>
20	<u>269,200</u>
21	<u>270,200</u>
22	<u>271,000</u>
23	<u>271,800</u>
24	<u>272,600</u>
25	<u>273,300</u>
26	<u>274,100</u>
27	<u>274,800</u>
28	<u>275,500</u>
29	<u>276,300</u>
30	<u>277,100</u>
31	<u>277,900</u>
32	<u>278,600</u>
33	<u>279,300</u>
34	<u>280,100</u>
35	<u>280,900</u>
36	<u>281,600</u>
37	<u>282,200</u>
38	<u>282,900</u>
39	<u>283,600</u>
40	<u>284,200</u>
41	<u>284,900</u>

16	<u>242,700</u>
17	<u>244,000</u>
18	<u>245,300</u>
19	<u>246,500</u>
20	<u>247,800</u>
21	<u>249,100</u>
22	<u>250,400</u>
23	<u>251,600</u>
24	<u>252,700</u>
25	<u>253,800</u>
26	<u>255,100</u>
27	<u>256,400</u>
28	<u>257,400</u>
29	<u>258,500</u>
30	<u>259,900</u>
31	<u>260,900</u>
32	<u>261,900</u>
33	<u>262,900</u>
34	<u>263,900</u>
35	<u>264,900</u>
36	<u>265,900</u>
37	<u>266,800</u>
38	<u>267,500</u>
39	<u>268,200</u>
40	<u>268,800</u>
41	<u>269,500</u>
42	<u>270,700</u>
43	<u>271,800</u>
44	<u>272,900</u>
45	<u>274,200</u>
46	<u>275,600</u>

別表第2（第6条関係）
町費教職員特別手当月額表

号給	特別手当月額（円）
----	-----------

47	276,800
48	278,000
49	278,800
50	279,700
51	280,700
52	281,700
53	282,600
54	283,600
55	284,700
56	285,500
57	286,300
58	287,100
59	287,900
60	288,700
61	289,600
62	290,400
63	291,100
64	291,900
65	292,800
66	293,700
67	294,600
68	295,300
69	295,600
70	296,300
71	297,000
72	297,700
73	298,400
74	299,200

別表第2（第6条関係）
町費教職員特別手当月額表

号給	特別手当月額（円）
----	-----------

1号給から4号給	2,600
5号給から8号給	2,700
9号給から12号給	2,800
13号給から16号給	2,900
17号給から20号給	3,100
21号給から24号給	3,200
25号給から28号給	3,300
29号給から32号給	3,400
33号給から36号給	3,500
37号給から40号給	3,600
41号給	3,700

(以下略)

附 則

(施行期日)

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

改正後の城里町一般職の任期付町費教職員の採用等に関する条例(以下「条例」という。)の規定を適用する場合には、改定後の条例の規定による給与の内払とみなす。

1号給から4号給	2,600
5号給から8号給	2,700
9号給から12号給	2,800
13号給から16号給	2,900
17号給から20号給	3,100
21号給から24号給	3,200
25号給から28号給	3,300
29号給から32号給	3,400
33号給から36号給	3,500
37号給から40号給	3,600
41号給から44号給	3,700
45号給から48号給	3,800
49号給から52号給	3,900
53号給から56号給	4,000
57号給から60号給	4,100
61号給から64号給	4,100
65号給から68号給	4,200
69号給から72号給	4,300
73号給及び74号給	4,400

(以下略)